

建設関連業務委託にかかる最低制限価格について

(令和4年4月20日)

村が発注する建設関連業務委託に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたので公表します。

記

1 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格

- (1) 最低制限価格については、測量業務は予定価格に82%、設計業務は予定価格に80%、地質調査業務は予定価格に85%を乗じて得た額とする。

(計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

- (2) 測量・建設コンサルタント等業務とは、鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱(平成21年鹿児島県告示第485号)第2条第1号に規定する業務(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務)をいう。

十島村 土木交通課